

公的機関の活用

1, 新設法人の説明会 決算法人の説明会 税務署と法人会共同
講義の冊子はいい(税務署でトップクラスの優秀な人が作成しています)

[法人会](#)にはいると 法律相談、労務相談無料

2, 都税ガイドブック 無料のガイドブック

[東京開業ワンストップセンター](#)でいっしょに相談員しました

3, [商工会](#) 新規の営業支援、会員相互のマッチング

東京都の政策を会報でもれなくだしてくれます

4, [東京都 振興公社](#)

5, [仕事財団](#)

6, [テレワークセンター](#)

7, 士業の会の無料相談 [東京税理士 納税者支援センター](#)

[東京行政書士会 無料相談](#)

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

会計上は費用だが税務上は損金不算入となる項目一覧（勘定科目別）

勘定科目	内容・具体例	法人税法・通達	税務上の取扱い
役員報酬	定期同額でない報酬、臨時昇給分	法法 34 条 1 項、法令 69 条	損金不算入（定期同額給与以外）
役員賞与	期末手当・臨時賞与（事前確定届出なし）	法法 34 条 2 項、法令 70 条	損金不算入
役員退職慰労金	不相当な高額部分（功績倍率超過）	法基通 9-2-32	不相当部分損金不算入
交際費	接待・贈答・飲食費など	法法 61 の 4、法令 135 条	原則損金不算入（中小法人は年 800 万円まで）
寄附金	学校・団体への寄附、クラウド寄附	法法 37 条、法令 77 条	限度額超過分損金不算入
租税公課	延滞税・加算税・過料・罰金	法法 55 条、法基通 9-7-6、9-7-7	損金不算入（ペナルティ性）
法人住民税・法人税割	法人税に基づく住民税	法法 55 条	損金不算入（法人税関連税）
福利厚生費	役員個人利用の費用（社宅・慰安旅行など）	法基通 9-7-15、9-2-5	役員個人分は損金不算入
保険料	養老保険・長期定期保険など貯蓄性保険	法基通 9-3-6	資産計上すべき部分は損金不算入
貸倒引当金繰入	会計上の引当金（大法人）	法法 52 条、法令 111 条	原則損金不算入（中小企業は一部可）

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

減価償却費	会計償却が税法限度超過	法法 31 条、法令 49 条	限度超過分損金不算入
雑損失	不法行為・懲罰金など	法基通 9-7-6	損金不算入
寄贈品費	取引目的がない贈答品	法法 37 条	損金不算入（寄附金扱い）
交際費（社内飲食等）	社員懇親会で役員が過半数	法基通 61 の 4(1)	損金不算入（役員交際費扱い）
諸会費	任意団体・政治団体の会費	法法 37 条	一部損金不算入（寄附金認定あり）
雑費	社長交際、慶弔金など私的支出	法法 37 条、法基通 9-7-10	損金不算入
保険解約損	解約返戻金がある場合の損失部分	法基通 9-3-6	損金不算入（解約益調整あり）
罰金・過料・違約金	行政罰、契約違約金等	法基通 9-7-6	損金不算入
政治献金・政党寄附	政治資金規正法によらない支出	法法 37 条	損金不算入

【備考】

上記は会計上費用計上されるが、税務上は損金算入が認められない永久差異項目です。
税務申告書上は別表四の加算欄に記載します。

定期同額給与・交際費・寄附金は税務調査でも重点確認項目です。

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

内容

役員報酬の変更手続きの手順 1

事業年度の途中で役員報酬を変更する手順 2

事業年度の途中で役員報酬を減額したい場合の注意点 2

減額時の役員報酬額 3

新規資格取得の手続き 3

役員報酬の変更手続きの手順

（3月決算・4月1日事業年度開始の場合の手順）

4月1日	事業年度開始
5月	役員報酬の検討
6月	株主総会の開催 →役員報酬変更の議事録作成
	新しい役員報酬の支給
	月額変更届提出

原則として、役員報酬は事業年度開始日から3カ月以内に変更します。
具体的な手順としては、株主総会等で役員報酬の変更を決定し、必ず「株主総会議事録」を残します。
合同会社などの場合は、同意書や決定書を作成・保存しておく必要があります。

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

議事録などがなければ、税務調査に入られた時に、損金算入を否認され、追加で税金を納める可能性があるからです。

定額の役員報酬の変更については、税務署への届出は不要です。

健康保険・厚生年金に加入の会社の場合は、日本年金機構に「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合もあります。

具体的には、「標準報酬月額」の等級が2等級以上増減する場合をさします。

（「[都道府県別・標準報酬月額表](#)」を参照ください。）

標準報酬月額の等級が5等級以上下がる場合は、追加で以下の書類も必要です。

標準報酬月額の等級が5等級以上下がる場合の追加書類

- 株主総会または取締役会の議事録
- 所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前の月から、改定月の前の月分まで）

事業年度の途中で役員報酬を変更する手順

事業年度の途中で役員を変更したい場合の手順は、減額の場合も、増額の場合も同じです。

臨時株主総会を開き、役員報酬の変更の決定を株主総会議事録に残します。

必要があれば、日本年金機構に変更の届出をします。

定額の役員報酬であれば、税務署への届出は不要です。

事業年度の途中で役員報酬を減額したい場合の注意点

役員報酬を事業年度の途中で減額したい場合、国税庁では「経営状況の悪化に伴って、株主や債権者、取引先等との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じている場合」は特別に減額し、損金に算入することができるとしています。

しかし、事業年度の途中での役員報酬の変更は、減額であっても原則は認められてはいません。

出来る限り事業年度開始日から3ヶ月以内に変更するようにしましょう。

経営状況の悪化に伴って、株主や債権者、取引先等との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じている場合とは詳細な要件があります。

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

減額時の役員報酬額

- ・ 売上げがダウンした
- ・ 利益があまりない

このような事情で役員報酬を減額することがあります。役員報酬は〇以上でなくてはならないという法律はありません。役員は委任契約で、雇用契約ではないため最低賃金法は適用されず、極端に言えば0でも可能です。

ただ0にすると社会保険の支払いができないため社会保険が支払える常識的な金額で考えると6万以上にすると社会保険料を差し引き最低の社会保険料で社会保険に加入できます。

窓口では、これで生活できますかという顔をされるでしょう。通常はなにもなく受理されます。

そこで最低の役員報酬の6万円ぐらいで考えると、計算方法は役員報酬×11.56%（東京都 介護保険に該当の会社 個人負担合計）+厚生年金は最低額 1等級 ～93,000円 16,000円（会社 個人負担合計）になります。

93,000円以下の報酬ですと厚生年金は1等級に該当するということです。

変更の追加書類には議事録が必要です。

新規資格取得の手続き

「資格取得年月日」に記載された日付が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合（組合健保、協会けんぽの被保険者共通）

被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。）の役員の場合

株主総会の議事録または役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの）

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

法人税における取扱い（旅費規程・借上社宅・掛捨て保険）

1. 旅費規程（出張旅費・日当など）

【条文】

- ・法人税法第22条第1項

内国法人の各事業年度の所得は「当該事業年度の益金の額から損金の額を控除して計算する」と規定。

適正な旅費規程に基づき支給される旅費・日当は損金算入が認められる。

【通達】

- ・法人税基本通達9-3-1（出張旅費の取扱い）

出張旅費や日当が「社会通念上相当」と認められる範囲であれば、給与課税せず損金算入可。

- ・法人税基本通達9-3-2

旅費規程が明確でなく、実質的に給与と認められるときは役員給与等として取扱う。

2. 借上社宅（役員社宅含む）

【条文】

- ・法人税法第22条第3項

損金算入できる費用は「業務遂行上直接必要なもの」に限定。

【通達】

- ・法人税基本通達9-2-5（役員に対する住宅の貸与）

役員に社宅を貸与した場合、本人から徴収する賃料が「相当額」（おおむね賃料相当額の50%以上）であれば、給与課税不要。不足分は役員給与とみなされ損金不算入の可能性あり。

- ・法人税基本通達9-2-6

社宅規程を整備し従業員に一律適用すれば福利厚生費として損金算入可能。

3. 掛捨て型保険（定期保険・災害保険など）

【条文】

- ・法人税法第22条第3項

保険料も「業務遂行上必要なもの」であれば損金算入対象。

【通達】

- ・法人税基本通達9-3-5（生命保険料等の取扱い）

掛捨て型定期保険・損害保険などで、解約返戻金がない契約は全額損金算入可。

- ・法人税基本通達9-3-6

養老保険など貯蓄性のある保険は保険料の一部のみ損金算入可。

講座の内容は、2025年10月11日時点の情報に基づいて作成されています。
法令等の最新情報は、随時更新・改正される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 法人税基本通達 9-3-7
役員・従業員を被保険者とする場合、保険金受取人が会社なら損金算入可、役員・本人なら給与扱い。

4. 実務ポイント

- ・ 旅費規程：社内規程を明確化し、日当・宿泊費を明文化する。
- ・ 借上社宅：役員の場合は「50%ルール」を遵守、家賃相当額の根拠を記録する。
- ・ 掛捨て保険：解約返戻金のないものは全額損金算入可能だが、貯蓄性保険は慎重に。

5. 条文・通達 一覧表

対象項目	条文	通達
旅費規程	法人税法 22 条 1 項	法基通 9-3-1, 9-3-2
借上社宅	法人税法 22 条 3 項	法基通 9-2-5, 9-2-6
掛捨て保険	法人税法 22 条 3 項	法基通 9-3-5, 9-3-6, 9-3-7